

令和4年第2回 国東市議会臨時会 提出議案

議案 第40号	国東市職員の給与に関する条例及び国東市特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例の一部改正について	P 1
議案 第41号	工事請負契約の締結について	P 3
同意 第17号	教育委員会委員の任命について	P 4
同意 第18号	公平委員会委員の選任について	P 5

議案 2件

同意 2件

計 4件

議案第 40 号

国東市職員の給与に関する条例及び国東市特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例の一部改正について

国東市職員の給与に関する条例及び国東市特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 5 月 13 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市職員の給与に関する条例及び国東市特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例の一部を改正する条例

(国東市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 国東市職員の給与に関する条例(平成18年国東市条例第59号)の一部を次の
ように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分
の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(国東市特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例の一部改正)

第2条 国東市特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例(平成18年国東市条例
第56号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、本条例よる改正後の国東市職員の給与
に関する条例第27条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含
む。)又は国東市特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例第7条第2項及び
国東市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第27
条第4項、第5項、第32条第1項から第3項まで、第6項又は第7項の規定にか
かわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基
準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同
日前1か月以内に退職した者
にあつては、当該退職をした日)における次の各号に

掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 127.5分の15
- (2) 再任用職員 72.5分の10
- (3) 国東市特別職の職員で常勤のもの(給与に関する条例第1条に規定する特別職の職員で常勤のもの) 167.5分の10

提案理由 国家公務員の給与に関する人事院勧告及び大分県人事委員会勧告等の事情を考慮し、一般職職員、常勤特別職及び市議会議員の期末手当を改正するにあたり、関係条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 41 号

工事請負契約の締結について

次のように工事請負契約を締結することについて、国東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年国東市条例第 63 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 5 月 13 日提出

国東市長 三 河 明 史

- 1 契約の目的 令和 4 年度(債務)国東小学校仮設校舎建設工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約の金額 1 5 5 , 6 5 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 住 所 国東市国東町富来浦 1 5 6 0 番地
企 業 名 木戸産業株式会社
代表者氏名 山 田 耕 司

提案理由 国東小学校校舎長寿命化改修事業において、仮設校舎建設工事を行う契約を締結する必要があるので提出する。

同意第 17 号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求め
る。

住 所 国東市安岐町

氏 名 てしま しゅうほう
手嶋 秀法

生年月日

令和 4 年 5 月 13 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 委員の任期が、令和 4 年 5 月 18 日をもって満了するため、次期委員を
任命する必要があるので提出する。

同意第 18 号

公平委員会委員の選任について

公平委員会委員に次の者を選任することについて、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市武蔵町

氏 名 はなき かずよし
花木 和義

生年月日

令和 4 年 5 月 13 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 委員の任期が、令和 4 年 5 月 18 日をもって満了するため、再任する必要があるため提出する。